

運行管理者・運転者の雇用確認の必要性

平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故では、運行管理者が運転者を兼ねていた実態が監査により判明。

⇒車両運行中、運転者の体調悪化、事故等のトラブルが発生した場合に、運転者任せの判断となれば、運転者は運行計画に沿った運行を行わないなど、重大事故に繋がりにかねない状況。



具体的に講じる措置

平成25年10月通達改正
平成25年10月施行

- 一般貸切旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合の届出（道路運送法施行規則第66条第1項第1号）時にいて、運行管理者及び運転者との雇用契約が確認できる書類を添付することとする。

運行管理者及び運転者の雇用契約の確認方法

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請



- 添付書類（現行の措置）
- ① 運行管理者・運転者の選任計画
 - ② 運行管理者の・運転者の就任承諾書

一般貸切旅客自動車運送事業の運輸開始の届出



- 添付書類<新たな措置>
- 以下のいずれかの書類を添付
- ①労働契約法第4条第2項の規定により労働者及び使用者が労働契約の内容を確認した書面の写し
 - ②雇用保険法第7条の規定に基づき公共職業安定所より交付される「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し